



射水市議会議員 澤村 理 (社民党) 議会活動報告

沢村おさむ通信

豊饒の射水

秋も段々と深まり、肌寒い季節が到来しました。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。さて、去る9月4日から20日までの間、市議会9月定例会が開催されました。その中で私が行いました質疑の概要をご報告いたします。

問

メガソーラーによる自然環境・景観破壊について

①本市における設置状況について

メガソーラーの設置による自然破壊が各地で相次いでいる状況を受けて、環境省がメガソーラーに対し、法律に基づく環境影響評価（アセスメント）を義務付ける方向で検討を始めるとの新聞報道があった。今や再生可能エネルギーの主流となった太陽光発電は、2012年に国による再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まって以来急増しており、出力1メガワット以上のメガソーラーを含む出力10kW以上の非住宅設備に絞っても、2012年度から2016年度の間実に原発30基分に近い2,875万kW分の設備が設置された。一方、林野庁によると、2016年度に太陽光発電施設を造るために開発が許可された森林面積は2,600haであり、2012年度の約12倍に上っているとのことである。このことにより全国各地で自然破壊、景観破壊あるいは土砂災害などをもたらすなどとしてメガソーラー建設への反対運動が起こっており、結果、あえなく建設中止に追い込まれた事例が数多くに上っている。本県においては、敷地面積75ha以上の電気供給業を環境影響評価条例の対象としているとのことであるが、本市におけるメガソーラーの設置状況と県条例が適用となった事例の有無について問う。

②環境・景観破壊の防止策について

一般的には、農地については用途変更のハードルは非常に高いものとなっているが、個人や法人所有の山林の場合は、比較的安易に売買が行われるケースがある。本市は南部に自然豊かな中山間地を抱えており、75ha以上であれば県条例の適用となるが、環境アセスさえパスすれば売買は可能、75ha未満であればほとんどなんの規制もかからないということになる。環境アセスだけでなく、独自で一定のガイドラインや規制を定めている自治体も全国で増えてきている。再生可能エネルギー導入の促進と相反する施策となるかもしれないが、ある程度の規模以上で、自然環境や生態系、景観の破壊あるいは災害の原因となりうると判断される場合は、一定の歯止めを設けることも必要と思われるが、当局の見解を問う。

答

①資源エネルギー庁の公表資料によると、本年6月30日現在、射水市では9か所の大規模太陽光発電所が設置されており、1メガワットから9.9メガワットまでの施設規模のものがある。また、富山県環境影響評価条例の適用となる要件に合致した施設は無く、環境影響評価を実施した例は無い。



②農地の用途変更には規制があるものの、山林の開発については、現在のところ規制する法やガイドラインはない。

太陽光発電設備は、特殊なものを除き都市計画上は、建築物や工作物に該当しないため、都市計画法や建築基準法の規制・審査対象とはなっていない。なお、全国的には独自の条例により規制している事例がある。

一方、環境影響評価制度は、事業者が関係する市町村の意見聴取や地域の説明会を行う必要があり、一定の規制がかかるため、国が今年度から検討を進めている環境影響評価に義務付けを行う施設の規模や面積、景観、生態系への影響評価の手法などを注視し、国の基準を上回る規制の必要性について、調査研究をしていきたい。

問

色覚多様性への対応について

①特性への理解について

学術的には「色覚異常」、最近では「色覚多様性」と呼称されているが、先天的に色の見え方が少し一般とは異なる方々が一定程度存在している。日本では男性の20人に1人、女性の500人に1人、全体では約350万人存在しているといわれている。

色覚多様性の方々はそれにより障がい者と認定されるわけではないが、色覚によって生活に少なからず支障があるものと考えられる。2016年に施行された障がい者差別解消法においては、国などの官公庁や事業者に対して障がい者への合理的配慮の提供を求めている。本市としても、自らが率先して支障を取り除くための一定の考慮や配慮をすることはもちろん、市民の皆さんや事業者に正しい知識を持っていただき、合理的配慮の提供に協力を求めることが必要であると考えているが、当局の見解を問う。

②カラーユニバーサルデザインの推進について

学校現場で色覚多様性に対応した「色覚チョーク」を導入した自治体もあり、カラーユニバーサルデザインの普及に努めている自治体も少しずつ増えてきている。本市においては、先般配布されたが、総務省の指導により津波ハザードマップを色覚多様性に対応したものにされた。本市の第2次障がい者基本計画においてもユニバーサルデザインの推進を謳っている。標識や刊行物、ホームページ

などもカラーユニバーサルデザインに対応していくことが求められていると考えるが、当局の見解を問う。

答

①色の見え方には個人差があり、「色弱」の方をはじめ白内障や緑内障など、色覚の多様性を持つ方々は、「赤の矢印」と「緑の矢印」と言われても判断しにくかったり、薄暗い店のトイレで、水色とピンクで分けられた男女のトイレの表示が判別できなかったり、視覚的な把握を用いた問いに対してコミュニケーション時に困るなど生活をする上での不便を感じることがあることを認識している。

2016年4月に施行された「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」で規定されている障がい者への合理的配慮と併せ、これら色覚の多様性を持つ方々の不便を軽減し安全で安心した生活を送るために、広く市民が色覚の多様性について理解を深め、必要な配慮を行うことが重要である。この考えのもと、色覚の多様性を持つ方々への理解と配慮について、ホームページ、市報等による周知啓発を検討していく。

②本市では、昨年3月に策定した第2次射水市障がい者基本計画において、障がい者への配慮はもとより、障害の有無を問わず、だれもが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指している。

この計画では、公共施設のバリアフリー化の推進及び計画段階からのユニバーサルデザイン化の検討、並びに不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院等のユニバーサルデザイン化の促進についても謳っている。

カラーユニバーサルデザインを推進するポイントは、1つに看板や案内板などで色覚の多様性を持つ方々が見分けやすい配色を選択すること、2つめには、パンフレットやポスターなどの印刷物についても色だけではなく、「形の違い」や「実線や点線などの線種の違い」なども

含め、確実に情報が伝わるデザインとすること、3つめには、目で見ただけではなく色の名前を用いたコミュニケーションを可能とすることが挙げられる。これらのカラーユニバーサルデザインも含めたユニバーサルデザインを推進していくことが、障がい者基本計画に掲げる誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に繋がるものと考えている。

今後、このカラーユニバーサルデザインの推進については、その内容や手法等について調査、研究していく。

問

救急搬送について

①他医療圏への搬送について

富山県内の救急搬送については、富山、高岡、新川、砺波のそれぞれの医療圏の中で対応することが基本となっていると認識しているが、高岡医療圏以外にかかりつけ医があるなどの事情で高岡医療圏外への搬送される場合があるのかなのか、あるのであれば、実際の件数はどれだけあるのか、その内で患者さんの希望ではない医療機関に搬送された件数はどれだけあるのかを問う。

②搬送先を決定する判断基準について

どのような規準に基づいて搬送先の選定を行っているのか問う。

答

①平成29年の救急出動件数は3,266件で、搬送人員は3,090人であった。そのうち高岡医療圏以外への搬送は、約6%の191件である。

患者本人や家族が希望する病院へ搬送できなかった件数は、平成29年中に8件、今年は7月までに11件あった。この中には、かかりつけ病院を希望されていたが、休日や夜間で病院が対応できないため受け入れてもらえなかった件数も含まれる。希望される病院が対応できない場合には、その日の当番病院を選定することとなる。

②搬送先の医療機関の選定基準については、射水市救急業務規程に「傷病者の症状に適応した医療が速やかに施しうる最も近い医療機関を選定すること」と定めている。また、県が定める「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」において、傷病者の重症度が高い場合に、症状に合った搬送先病院が定められており、これらに基づき搬送先を決めている。

かかりつけ医などに希望された場合にはできる限り対応するが、緊急性が高いと判断した場合は、症状に応じた医療機関を選定している。

これに対する沢村からの要望；

救急搬送については、できるだけ患者さんやご家族の意向を汲んだ対応をお願いしたい。特に大きな医療機関が集中している富山市に近い周辺部の皆さんは、かかりつけの病院が富山市内という方が多いので、そういうご要望があればできるだけ応えていただきたい。



旧新湊庁舎跡地の利活用方針が一部変更となりました

前号で旧新湊庁舎跡地の利活用方針についてお伝えしたところですが、それに対しての私どもの意見や宿泊施設の進出などを鑑みてか、9月定例会の総務文教常任委員会において、市当局から、方針の変更について説明がありました。

変更内容は、下記のとおりです。

項目	変更前 (大和リースグループの当初提案)	変更後
施設計画	ア 複合交流施設(商工会議所、射水ケーブルは敷地内で別に整備) イ 公共交通ターミナル ウ 公園(宿泊施設進出まで暫定利用) エ 防災スペース	ア 複合交流施設(商工会議所、射水ケーブルを含めた一体的整備) イ 公共交通ターミナル ウ 宿泊施設 エ 防災スペース
面積	1,816 m ²	約 3,400 m² 宿泊施設の床面積は、未定
契約方法	30年間の建物賃貸借契約 リース期間満了後、基本的に解体	20年間の建物賃貸借契約 リース期間満了後、 無償譲渡
契約単価	ア 事業用地の賃貸料(m ² 単価) 年額 649円 イ 公共施設の賃借料(m ² 単価) 月額 3,700円(税込) ウ 別途、公共交通ターミナル設計及び工事費あり	ア 事業用地の賃貸料(m ² 単価) 年額 649円 ※変更なし イ 複合交流施設 の賃借料(m ² 単価) 月額 税込 3,000円以下で調整 ウ 別途、公共交通ターミナル設計及び工事費あり ※変更なし

変更後の全体配置図



インターネットで一般質問と
予算特別委員会の録画をご覧
になれます！

ご意見をお聞かせください！



沢村おさむの自宅：〒934-0054 射水市神楽町55
(市民病院のすぐ近くです。)

TEL0766-84-0655/FAX0766-84-0695

E-Mail: o_sawamura@po9.canet.ne.jp

沢村おさむへのご意見・ご要望・激励
をお待ちしています。